

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月一日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第三号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県

規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一〇、八〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。